平成２９年（フ）第４号
愛媛県松山市愛光町９番20号　フォルテ愛光301号
債務者　橘　　智春
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
愛媛県松山市衣山３丁目５番21号
債務者　浦田　一晴
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
愛媛県今治市片山２丁目５番38号　メゾンエクレール片山102号、前住所愛媛県今治市泉川町１丁目３番62号、前々住所愛媛県今治市南日吉町２丁目１番34号、前々々住所愛媛県今治市鯉池町１丁目１番19号
債務者　押川　　愛（旧姓森木）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第２２号
宮崎市大字恒久255番地７
債務者　吉田久美江（旧姓森・村上）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１号
高知県四万十市西土佐大宮1119番地
債務者　**廣**瀬　巧清
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２号
高知県四万十市西土佐大宮1119番地
債務者　**廣**瀬　政子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２３７号
神奈川県横須賀市平作３丁目１番20号エスポワールＢ101
債務者　西塚真由美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４４号
神奈川県横須賀市野比３丁目１番４－102号
債務者　横溝　慎也
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４５号
神奈川県横須賀市野比３丁目１番４－102号
債務者　横溝　夕子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５５号
神奈川県横須賀市久里浜７丁目23番７－205号
債務者　佐藤　克己
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８号
青森市大字浜館字間瀬85番地１　安生園
債務者　佐藤　輝昭
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１００７号
名古屋市港区稲永４丁目９番３－302号　新稲永荘
債務者　丸山　治代
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
名古屋市守山区小幡５丁目11番14号　グランドハイツ喜多山5002号
債務者　山奥美恵子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８号
愛知県津島市百島町字献上１番地２　百島倶楽部302号
債務者　中瀬　輝男
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
松江市西川津町3369番地67　ラフレシール102
債務者　板持　麻弥
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
熊本市南区御幸笛田３丁目５番28－103号　グリーンピア御幸
債務者　菊地　秀一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２８号
名古屋市北区西味鋺１丁目506番地　コートヒルズ101号
債務者　上野　政義
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部